

(議長)

日程第11、議案第6号、江差町公営企業の設置等に関する条例の制定について、日程第12、議案第7号、江差町公営企業職員の給与に関する条例の制定について、日程第13、議案第8号、江差町公共下水道事業特別会計条例を廃止する条例については、関連がありますので、一括議題と致します。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

ただ今、一括上程となりました、議案第6号、江差町公営企業の設置等に関する条例の制定について、議案第7号、江差町公営企業職員の給与に関する条例の制定について、議案第8号、江差町公共下水道事業特別会計条例を廃止する条例についてでございます。

江差町公共下水道事業が公営企業会計へ移行することに伴い、関係条例の整備をするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

建設水道課長。

「建設水道課長」(提案説明)

それでは、私の方から一括上程となりました公営企業の設置等に関する条例整備につきまして、説明致します。

議案書は17ページから26ページ、定例会資料につきましては、15ページから17ページの資料No.3、4になります。説明につきましては、定例会資料に沿って説明をさせていただきます。

まず、今回の条例制定でございますが、これまでの公営企業会計は水道事業のみでございましたが、今回、新たに下水道事業が公営企業会計に移行することと受けまして、これまでの条例の名称を水道事業から公営企業と名称を変更することになりましたことから、これまでの条例を一度廃止をし、改めて下水道を加えた公営企業とし

て、条例を整備するものでございます。

まず、資料の第1、今回、改めて制定する条例でございますが、議案第6号の江差町公営企業の設置等に関する条例と議案第7号の江差町公営企業職員の給与に関する条例となりまして、廃止致します条例につきましては、記載のとおりでございますが、欄外に記載していますとおり、議案第8号の江差町公共下水道事業特別事業会計条例の廃止以外につきましては、先程の新たに制定致します条例の附則で廃止を規定しているものでございます。

次に、第2の目的と背景でございますが、資料の方に縷々記載しているとおりでございますけれども、要点と致しましては、将来に渡り必要なサービスを安定的に提供するために、より一層の効率化と経営基盤の強化を図ることを目的に、これまでは、人口3万人以上の地方公共団体につきましては、令和元年度までに公営企業会計への移行が要請されてきたところではございましたが、人口3万人未満の地方公共団体につきましても、令和6年度までに公営企業会計への移行をするよう、総務省から示されましたことから、当町におきましても令和6年4月1日の施行に向け、令和2年度から準備をしてきたところでございます。

次に、第3の地方公営企業法の概要につきましても、参考までに記載させて頂いておりますが、こちらにつきましては、これまでも水道事業会計で実施してきました内容でございますので、説明につきましては、割愛させていただきます。

最後に、第4の制定する条例の概要でございますが、冒頭で説明しましたとおり、これまでの水道事業会計の設置条例に下水道事業を加えたものでございますので、要点を絞りまして、説明をさせていただきます。

まず、第2条の設置でございますけれども、これまでの水道事業に下水道事業の設置を加えたものでございます。

次に、第4条ですけれども、こちらにつきましても、これまでの水道事業の区域に加えまして、新たに下水道事業の区域を規定したものでございます。

以降、第5条の組織から第11条の業務状況説明書類の提出につきましては、細かな条文の変更や条項の順番の変更などございますが、これまでの条例と同様の内容でございますので、説明につきましては割愛させていただきます。

引き続き、議案第7号の江差町公営企業職員の給与に関する条例について、でございます。定例会資料につきましては、17ページの資料No.4の新旧対照表をご覧ください。

これまでの水道事業職員としておりました表記を公営企業職員へ変更するものでございまして、加えまして、第3条において、町職員とした表記を江差町職員と変更したものでございます。

また、附則におきまして、この条例の施行日、先程、説明致しました廃止となる条例を規定しているものでございます。

以上、一括上程となりました、議案第6号から議案第8号までの説明となりますので、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。  
質疑希望ありませんか。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

えー、課長さん、申し訳ないです。ありがとうございます。

えーとですね、ちょっと確認の意味で、ちょっと質問させて頂きました。

結局、この公営企業のこの設置ということは、国から、ま、やりなさいよという、ま、ご指示で進んでると思いますが、何故、国がこういうことをするかっていうことを、やはり考えますと、将来において下水道工事に関わる財務的な内容が今の企業会計では、わかりづらい。そして、この、今、公営にすることによって、複式簿記の企業会計簿記になって、結局、内容が明確なり、資産がどうあるのかっていう、一目瞭然の会計をして、その中で、今後起こり得る修繕費等々の膨大な費用を、何とかおめだじ、せえいやっている、ことじゃないのかなっというふうに、自分なりに思っているんですけども、如何なものでしょう。

(議長)

建設水道課長。

「建設水道課長」

はい。増永議員のご質問にご答弁申し上げます。

先程の目的と背景の説明の中でもお話させて頂きましたけども、議員、ご指摘のとおりですね、今後人口が減ると。経営関係が、益々、厳しくなるということを今回企業会計にすることによって、財政状況を明確にするっていうのが今回の移行の流れでございまして、もう一つはですね、社会資本整備総合交付金を、今、活用して様々な管渠の整備であったり、それからストックマネジメント計画に基づく各機器類の更新、あるいは、建設建物躯体の修繕なんかも、現在、行っておりますけども、それらにつきましては、この社会資本整備総合交付金を活用して行っておるところでございまして、今後、これらを活用する場合については、この会計移行がですね、交付要件になってくるということもございまして、今回、令和6年の4月1日の施行に向けて、準備をしてきたというところでございます。

この社会資本総合整備交付金につきましてはですね、通常の管渠整備であれば、二分の一が国から交付される内容でございます、またストックマネジメント計画につきましては、一部は事業費の55%が国から交付されるということになりますので、先程来、出ているようにですね、今後増大する事業費なんかにつきましても、これらを活用することによって、無駄の削減につながるのではないのかなというふうに考えてございますので、ご理解願えればと思います。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

はい。ありがとうございます。

少なくとも国はですね、今後、人口が減って収益が上がらない。で、経費がかさむっていうことを、町民に、国民に指導している訳ですよ。ですので、町長さん、これが実態なんです。収入が減って経費が減るってことは、国がそういうふうに指導しているんで、すいませんが、その辺を考えて、今後、考えて頂きたいと思います。

終わります。

(議長)

他に、質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

**(議長)**

議案第6号、江差町公営企業の設置等に関する条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

**(議長)**

挙手、全員であります。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

**(議長)**

次に、議案第7号、江差町公営企業職員の給与に関する条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

**(議長)**

挙手、多数であります。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

**(議長)**

次に、議案第8号、江差町公共下水道事業特別会計条例を廃止する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

**(議長)**

挙手、多数であります。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決されました。